

昭和三十一年總理府令第七号

地方揮発油譲与税法施行規則

規定に基き、地方道路譲与税法施行規則を次のように定める。

(法第二条第一項及び第三条第一項の総務省令で定める道路)

第一条 地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号。以下「法」という。)第二条第一項及び第三条第一項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の規定によつて料金を徴収する道路とする。

(道路の延長及び面積の算定)

第二条 法第二条第六項本文(法第三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長につては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路(同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。)の延長(北海道における一般国道、高速自動車国道及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百四十四条の開発道路にあつてはその延長に延長に○・八(市町村道である開発道路にあつては○・五)を、沖縄県における一般国道、高速自動車国道及び県道にあつてはその延長に○・四をそれぞれ乗じた延長)とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間ににおいて、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は道路法第七条第三項に規定する指定市(以下「指定市」という。)の指定等により道路を管理する都道府県、市町村又は指定市に変更があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

(一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積の補正)

第三条 前条の規定によつて算定した道路(法第二条第一項に規定する一般国道、高速自動車国

道及び都道府県道に限る。)の延長(以下この

条において「道路の延長」という。)及び面積(以下この条において「道路の面積」という。)

は、次項から第五項までに規定する方法によつて補正するものとする。

該指定市の人口を除して得た数による次表の上

欄に掲げる都道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

三、五〇〇人を超えて四、〇〇〇人二・四七

一〇〇人以下のもの一〇〇人を超えて一・〇人以下のもの一・〇五

六、〇〇〇人を超えて五、〇〇〇人二・八九

以下のもとのもの三・七三

五、〇〇〇人を超えて六、〇〇〇人三・三一

以下のもとのもの四・一四

七、〇〇〇人を超えて八、〇〇〇人四・五六

以下のもとのもの四・五六

八、〇〇〇人を超えて九、〇〇〇人四・一四

以下のもとのもの四・一四

九、〇〇〇人を超えて一〇、〇〇〇人四・九八

以下のもとのもの一〇、〇〇〇人五・四〇

一〇、〇〇〇人を超えて一一、〇〇〇人五・四〇

一〇、〇〇〇人を超えて一二、〇〇〇人五・八二

一二、〇〇〇人を超えて一三、〇〇〇人六・二四

〇人以下のもの六・六六

一、〇〇〇人を超えるもの六・六六

一、一三〇

一、一二〇

一、一七〇

一、二二〇

一、二六〇

率

三、道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

4 前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に、当該都道府県又は指定市に係る道路の面積(当該道路の面積の算定の基礎となる道路の延長が前条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の前条に規定する道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定した道路の面積)を千平方メートルで除して得た数値で都道府県にあつては当該都道府県の人口を、指定市にあつては当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

都道府県道(橋りようを除く。)

高速自動車国道(橋りようを除く。)

都道府県道(橋りようを除く。)

一般国道(橋りようを除く。)

一般国道(橋りようを除く。)

一般国道(橋りようを除く。)

一般国道(橋りようを除く。)

率

五、〇〇〇人を超えて五五〇人以下のもの五・〇八

五、〇〇〇人を超えて六〇〇人以下のもの三・三二

五、〇〇〇人を超えて六五〇人以下のもの三・五五

五、〇〇〇人を超えて七〇〇人以下のもの三・七八

六、〇〇〇人を超えて七〇〇人以下のもの二・八五

六、〇〇〇人を超えて八〇〇人以下のもの二・六二

六、〇〇〇人を超えて九〇〇人以下のもの二・三九

六、〇〇〇人を超えて一〇〇〇人以下のもの一・九三

六、〇〇〇人を超えて一一〇〇人以下のもの一・七〇

六、〇〇〇人を超えて一二〇〇人以下のもの一・五〇

率

一〇〇人以下のもの一〇〇人を超えて一・〇人以下のもの一・〇五

六、〇〇〇人を超えて五、〇〇〇人二・八九

以下のもとのもの三・七三

五、〇〇〇人を超えて六、〇〇〇人三・三一

以下のもとのもの四・一四

七、〇〇〇人を超えて八、〇〇〇人四・五六

以下のもとのもの四・五六

八、〇〇〇人を超えて九、〇〇〇人四・一四

以下のもとのもの四・一四

九、〇〇〇人を超えて一〇、〇〇〇人四・九八

以下のもとのもの一〇、〇〇〇人五・四〇

一〇、〇〇〇人を超えて一一、〇〇〇人五・八二

一二、〇〇〇人を超えて一三、〇〇〇人六・二四

〇人以下のもの六・六六

一、〇〇〇人を超えるもの六・六六

一、一三〇

一、一二〇

一、一七〇

一、二二〇

一、二六〇

一、三〇五

二、二六

率

(市町村道の延長及び面積の補正)

第四条 第二条の規定によつて算定した道路(法第三条第一項に規定する市町村道に限る。)の延長(以下本条において「道路の延長」といふ。)及び面積(以下本条において「道路の面積」という。)は、次項から第五項までに規定する方法によつて補正するものとする。

2 道路の延長は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

道路の種別	路面幅員四・五メートル以上の道路	路面幅員四・五メートル未満の道路	率
木橋	一・〇	〇・九	
木橋りよう(木橋を除く。)	四二・一〇	一・〇	

(備考)木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第

二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

3 前項の規定によつて補正された道路の延長は、更に、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)に係る道路の延長(当該道路の延長が第二条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の第二条に規定する道路の延長)を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	五〇人以下のもの	五〇人を超える一〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える一五〇人以下のもの	一〇〇人を超える二〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える二五〇人以下のもの	一〇〇人を超える三〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える三五〇人以下のもの	一〇〇人を超える四〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える四五〇人以下のもの	一〇〇人を超える五六〇人以下のもの	一〇〇人を超える六〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える六五〇人以下のもの	一〇〇人を超える七〇〇人以下のもの
四・三・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八

市町村の区分	五〇人以下のもの	五〇人を超える一〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える一五〇人以下のもの	一〇〇人を超える二〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える二五〇人以下のもの	一〇〇人を超える三〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える三五〇人以下のもの	一〇〇人を超える四〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える四五〇人以下のもの	一〇〇人を超える五六〇人以下のもの	一〇〇人を超える六〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える六五〇人以下のもの	一〇〇人を超える七〇〇人以下のもの
四・三・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八

市町村の区分	五〇人以下のもの	五〇人を超える一〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える一五〇人以下のもの	一〇〇人を超える二〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える二五〇人以下のもの	一〇〇人を超える三〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える三五〇人以下のもの	一〇〇人を超える四〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える四五〇人以下のもの	一〇〇人を超える五六〇人以下のもの	一〇〇人を超える六〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える六五〇人以下のもの	一〇〇人を超える七〇〇人以下のもの
四・三・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八

市町村の区分	五〇人以下のもの	五〇人を超える一〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える一五〇人以下のもの	一〇〇人を超える二〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える二五〇人以下のもの	一〇〇人を超える三〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える三五〇人以下のもの	一〇〇人を超える四〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える四五〇人以下のもの	一〇〇人を超える五六〇人以下のもの	一〇〇人を超える六〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える六五〇人以下のもの	一〇〇人を超える七〇〇人以下のもの
四・三・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八

市町村の区分	五〇人以下のもの	五〇人を超える一〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える一五〇人以下のもの	一〇〇人を超える二〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える二五〇人以下のもの	一〇〇人を超える三〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える三五〇人以下のもの	一〇〇人を超える四〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える四五〇人以下のもの	一〇〇人を超える五六〇人以下のもの	一〇〇人を超える六〇〇人以下のもの	一〇〇人を超える六五〇人以下のもの	一〇〇人を超える七〇〇人以下のもの
四・三・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八	一・一・八

した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。

(端数計算)

第六条 第三条及び第四条の規定により道路の延長又は面積を補正する場合において、第三条第三項の道路の種別ごとの面積の数若しくは第四条第二項及び第四項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数又は第三条第二項から第四項まで若しくは第四条第二項から第五項までの規定により補正された後の数に「メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。」

(地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出)

第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2 市町村の長は、市町村道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

(第三条第二項等の人口)

第五条 第三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第五項の人口は、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口による。ただし、当該公示のあつた後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、二〇〇人を超えるもの

2 市町村の昼間人口(從業地、通学地による人口をいう。以下この条において同じ。)を当該市町村の常住人口(当該国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この条において同じ。)で除して得た率が「一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。」を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の市町村について地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示

した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。

第六条 第三条及び第四条の規定により道路の延長若しくは面積の数又は第三条第二項から第四項まで若しくは第四条第二項から第五項までの規定により補正された後の数に「メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。」

(地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出)

第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2 市町村の長は、市町村道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条 地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後ににおいて、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。このうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乘じて得た額とする。

(誤誤を修正した道路の延長-譲与の基準となつた道路の延長)十(誤誤を修正した道路の面積)

積（譲与の基準となつた道路の面積）／譲与の基準となつた道路の面積）／2

前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第四条の譲与額として算定した各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとす。

3 第一項の都道府県又は市町村に譲与すべき額に加算し、又は当該譲与すべき額から減額すべき錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤にかかる額とする。

附 則

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方道路譲与税から適用する。

（経過措置）

当分の間、第二条の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合においては、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調書に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

3 昭和五十七年度以前の各年度における第二条及び前項の規定による道路（市町村道に限る。）の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が末了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われるものがある場合には、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。

4 沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六十号）第五条第三項の規定は、第三条第五項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口について準用する。

5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯

町に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

第一項		第二項	
第一項	第二項	第一項	第二項
官報で公示された国勢調査のうち最近のもの結果による人口	前年度末までに平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載された者、の数を平成二十一年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」といいう。）により	により前年度末までに平成二十二年の国勢調査による人口が	特例昼間人口（従業地、通学地による人口）
特例人口	特例（昭和三五年八月一一日自治省令第一〇号）抄	（施行期日）	（施行期日）

同項の人口	特例人口
附 則（昭和三二年八月二〇日総理府令第五九号）	附 則（昭和三五年七月一日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方道路譲与税から適用する。	この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の地方道路譲与税から適用する。
附 則（昭和三六年八月二一八日自治省令第二〇号）	附 則（昭和四〇年八月二六日自治省令第一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方道路譲与税から適用する。	この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の地方道路譲与税から適用する。
附 則（昭和四一年二月一五日自治省令第一九号）抄	附 則（昭和四四年六月三〇日自治省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の地方道路譲与税から適用する。
附 則（昭和四六年七月五日自治省令第一三号）抄	附 則（昭和四六年七月五日自治省令第一三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四六年八月三一日自治省令第一七号）	附 則（昭和四六年八月三一日自治省令第一七号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四七年八月三一日自治省令第二一号）	附 則（昭和四八年八月三一日自治省令第二一号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四八年八月三一日自治省令第二二号）	附 則（昭和四八年八月三一日自治省令第二二号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年八月一七日自治省令第二五号）抄	附 則（昭和五一年八月一九日自治省令第一八号）	附 則（昭和五五年八月六日自治省令第一九号）抄	附 則（昭和五五年八月六日自治省令第一九号）抄	附 則（昭和五五年八月六日自治省令第一九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
規則第一条、第二条、第三条、第三条の二、第三条の三、第三条の四、第四条及び第五条の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用する。	規則第一条、第二条、第三条、第三条の二、第三条の三、第三条の四、第四条及び第五条の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用する。	規則第一条、第二条、第三条、第三条の二、第三条の三、第三条の四、第四条及び第五条の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用する。	規則第一条、第二条、第三条、第三条の二、第三条の三、第三条の四、第四条及び第五条の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用する。	規則第一条、第二条、第三条、第三条の二、第三条の三、第三条の四、第四条及び第五条の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用する。
（適用区分）	（適用区分）	（適用区分）	（適用区分）	（適用区分）
第一項の規定による改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二条並びに自動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、	第一項の規定による改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二条並びに自動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、	第一項の規定による改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二条並びに自動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、	第一項の規定による改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二条並びに自動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、	第一項の規定による改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二条並びに自動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、

